

京都大学 大学院理学研究科・理学部 生物科学図書室利用規定

生物科学図書室は、本学における生物科学とその関連分野の研究・教育に貢献することを目的とする。この目的のために、本図書室は長期的な視野のもとで資料の収集・保存・公開を行い、将来にわたる研究・教育に対応できる永続的な運営をめざす。

第1条：図書室の開室について

1. 図書室の開室時間は、月曜日から金曜日の9時～17時とする。ただし12時～13時、および祝日、創立記念日（6月18日）、年末年始（12月28日～1月4日）の閉室日を除く。
2. 上記の期間及び時間内でも、臨時に閉室することがある。

第2条：図書の閲覧について

1. 動物・植物・生物物理学教室の構成員（教職員、大学院生、学部学生、研修員、特別研究員、研究生等）、および個別に動物・植物・生物物理学教室の教員の認められた者は、閲覧できる。
2. 上記1以外の本学教職員、大学院生、学部学生等は、所定の手続きによって閲覧できる。
3. 学外者は、上記1に該当する構成員の紹介、または公的身分証明書の提示の元に所定の手続きによって閲覧できる。利用については予め問い合わせることが望ましい。
4. 動物・植物・生物物理学教室の元教職員は上記1の教職員に、それ以外の本学元教職員は上記2の教職員に準ずる。
5. 閲覧など、利用については係員の指示に従う。

第3条：図書の貸出について

1. 第2条1および2に該当する者は、所定の手続きの上、図書を借り出しできる。
2. 学外者は、原則として図書を借り出しできない。
3. 最新着雑誌及び特殊図書の貸出しはしない。
4. 図書の貸出し冊数は、単行本、雑誌あわせて、原則として1人10冊以内とする。
5. 借用期間は、単行本については2週間以内、また雑誌については、製本、未製本を問わず、1週間以内とする。

6. 1週間以上の期間、出張もしくは欠席する場合、借用中の図書は予め返却しなければならない。

7. 学期末の図書の定期整理及び臨時整理にあたって、借用図書はすべて返却しなければならない（整理期間は事前に通知する）。

8. 第2条1に該当する者で、特別の事情で長期貸出を希望する場合は、動物・植物・生物物理学教室図書委員長の許可を得て、長期貸出ノートに期間を明示したうえで借り出しが可能である。但し、その場合でも最長6カ月以内とする。

9. 貸出および返却の手続きは、開室日の16時45分までとする。

第4条：開室時間外の図書室の利用について

1. 第2条1に該当する者のうち動物・植物・生物物理学教室図書委員長の許可を得た者は、開室時間外でも図書室を利用できる。

2. 時間外に利用する場合は、動物・植物学の図書委員または教員の許可を得、時間外利用簿の記入を厳守すること。また、時間外利用者は、消火装置の稼働時における対応を熟知している者に限る。

第5条：文献複写について

1. 動物・植物・生物物理学教室構成員以外の者でも、「京都大学文献複写利用書」があれば、文献複写をすることが可能である。

2. 上記の文献複写の受付は、開室日の16時45分までとする。

3. 貴重図書等、一部の文献については、複写が制限される場合がある。

附則1

本規定は平成18年7月13日より施行する。